

集团的自衛権行使容認撤回へ 県弁護士会が集会計画



集会やパレードに向けて準備する県弁護士会の関係者ら＝名古屋市中区で

集团的自衛権の行使を容認した閣議決定の撤回を求めるため、県弁護士会は十七日、名古屋市の中心部で大規模な集会とパレードを計画している。同会がこころしたイベントを主

催するのは珍しく、幅広い団体や個人に、立場の違いを超えた参加を呼び掛けている。安倍内閣は昨年七月の閣議で、他国を武力行使を禁じた憲法の解釈を変え、行使を認める新たな解釈を決定した。県弁護士会は「民主国家の根本原理である立憲主義が否定される。憲法の平和主義は歴史的な試練に直面している」と訴えている。さまざまな人々が結集しやすいよう、掲げるテーマは集团的自衛権の行使への反対という一点のみ。各団体には、横断幕などで、今回の趣旨と異なる個別の政治主張をするのは控えるよう求める。二百五十人を超える見込

みという。実行委員の矢崎暁子弁護士(三)は「一時の政府が憲法解釈を変えていいのか。法に基づき政治が行われるのかが問われている」と話す。

集会は、午後一時半から名古屋・栄の久屋広場で。午後二時半からは栄、大須周辺の二コースに分かれて、パレードが予定されている。

県弁護士会の人権法制係 052(203)4410